同法第三項の規定により、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、縦覧に供された大規模小売店舗の変更の届出について、縦覧の公告にあたり、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

令和四年一月四日

岡山県知事　伊原木　隆太

一　届出事項の概要

1　大規模小売店舗の名称及び所在地

名称　スーパーマーケットコスモス井原店

所在地　井原市下出部町二丁目一九番一ほか

2　届出者の名称、住所及び代表者の氏名

名称　三菱HC キャピタル株式会社

住所　東京都千代田区丸の内一丁目五番一号

代表者の氏名　代表取締役　柳井　隆博

3　変更事項

（1）大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

（変更前）午前十時から午後九時三十分まで

（変更後）午前九時から午後九時三十分まで

（2）来客が駐車場を利用することができる時間帯

（変更前）午前九時三十分から午後十時まで

（変更後）午前八時三十分から午後十時まで

4　変更年月日

令和四年一月一日

二　届出年月日

令和三年十二月二十日

三　縦覧の期間及び場所

1　縦覧の期間

令和四年一月四日から同年五月六日まで

2　縦覧の場所

岡山県産業労働部経営支援課及び井原市建設部商工課